

令和 5 年第 1 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 3 月 7 日 (火曜日) 午前10時01分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 発議案第 1 号 神崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度神崎町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 5 議案第 2 号 神崎町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 神崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 神崎町行政不服審査関係手数料条例及び神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 神崎町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7 号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8 号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9 号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 令和 4 年度神崎町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第15 議案第12号 令和 4 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第16 議案第13号 令和 4 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第17 議案第14号 令和 4 年度神崎町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第18 議案第15号 令和 5 年度神崎町一般会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和 5 年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20 議案第17号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計予算
日程第21 議案第18号 令和5年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算
日程第22 議案第19号 令和5年度神崎町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君																		
教	育	長	小川	泰求	君	総	務	課	長	久保木	豊吉	君										
総	務	課	主	幹	澤田	達也	君	総	務	課	主	幹	池上	至人	君							
町	民	課	長	浅野	憲治	君		ま	ち	づ	く	り	課	参	事	鈴木	信成	君				
ま	ち	づ	く	り	課	長	石井	達矢	君	ま	ち	づ	く	り	課	担	当	課	長	石橋	正彦	君
保	健	福	祉	課	長	廣瀬	裕	君		保	健	福	祉	課	主	幹	奥山	晴美	君			

教 育 課 長 金 田 智 君

会計管理者（出納室長） 高橋 誠一 君

職務により出席した者

事 務 局 長 本 宮 賢 君

書 記 花 嶋 三 永 君

◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） おはようございます。令和5年第1回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦勞様でございます。本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議場左右の両扉を開放しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3月3日に行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から16日までの10日間とし、8日から14日までは休会とし、この間に各常任委員会で令和5年度の予算審査を行うことになりました。議案第15号から議案第19号は、令和5年度予算で、関連性がありますので、一括議題といたします。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、8番 高橋 正剛議員、9番 石井 正夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告

○議長(大原 秀雄君) ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法上の位置づけが変更となり、オミクロン株との病原性が大きく異なる変異株が出現するなど特段の事情が生じない限り、5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとなりました。

また、総務省の基本的対処方針の変更に伴って、3月13日からマスク着用の見直しがなされ、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本に、行政は、感染防止対策として、マスク着用が効果的である場面を示すなど、一定の着用を推奨するとされました。

県発表による3月2日現在、本町における感染者の状況は、感染者ゼロでございます。約3年にわたるコロナ禍も、終息に一步近づいた気配もしているところでございます。

感染対策として、国が今年度内の接種を推奨するワクチン接種ですが、本町では、1月19日をもって集団接種を一段落といたしました。全体的な接種状況としては、約85.1%の方が2回接種を済ませました。

一方、コロナ禍に加え、円安とウクライナ情勢の影響等による物価高騰の生活支援

策として補正予算措置した笑顔くらし応援券は、8月の先行配布分、11月に65歳以上の高齢者の方への追加配布分を合わせた1月末の利用状況は、中小加盟店専用券が78.7%、大型店・全加盟店共通券が85.4%で、全体の換金率は82.1%となっております。なお、応援券は2月末で利用期限を終えております。

また、物価高騰の影響を受けた水稻農家の救済のため、町独自創設した水田農業緊急安定対策事業補助金、10アール当たり3,000円の状況は、2月末現在で119件、827万1,000円の給付が完了いたしました。

各種給付事業では、令和4年度分の住民税非課税世帯へ1世帯5万円を支給する価格高騰緊急支援給付金について、2月24日振込分までで503件、2,515万円、全体の85.2%の給付を完了いたしました。

子育て支援給付では、昨年4月より今年2月12日までに本町で出生した新生児は23名で、本年度中の新生児数は、25名程度になるものと見込んでいます。国の進める出産・子育て応援事業、妊娠時5万円、出産時5万円の給付事業につきましても、本町においては、新生児の保護者や出産を控えている妊婦に対して給付金申請書を発送するなどして、給付事務を進めています。

今後も引き続き、町民の暮らし安定を守る支援を行ってまいります。

次に、道の駅関係ですが、国が実施している圏央道神崎パーキングエリアの整備につきまして、道の駅西側の内回りパーキングエリアにつきましては、造成工事が進んでおり、現在、擁壁の立ち上げ工事を行っております。また、外回りパーキングエリアの工事に関しましても、地盤改良工事に向けた造成工事が始まりました。

道の駅をパーキングエリアに連結させるための連結申出に關しての調整も進んでおり、4月に行われる日本高速道路保有・債務返済機構の第三者委員会を経て、順調に手続が進めば、5月に連結予定者の決定となる見込みとなっております。

また、パーキングエリア連結に伴う道の駅改修事業に関しましては、道の駅北側進入路の造成工事が始まり、令和7年3月竣工に向けた工事にいよいよ着手したところであります。現在、建築関係の実施設計を進めているところですが、来年度は本格的な造成工事を実施していくとともに、建築関係では、レストラン棟の増築をはじめ、事務所移転や電気設備等のインフラ関係の工事に着手していく予定であります。

次に、道路改良事業、主要事業の町道3路線につきまして、成田神崎線は、本工事及び流末排水整備工事を現在、実施しているところであります。なお、植房農村館及び家屋移転補償の予算につきましては、本工事に組み替え、繰越明許費により弾力的な予算執行をさせていただきたいと考えております。

神宿松崎線、毛成堀籠線につきましては、引き続き地権者のご協力をいただき、用地取得を進めているところであります。

次に、水道関係では、道の駅発酵の里こうざきへの給水ルート二重化のための配水管布設工事を進めています。全長約190メートルのうち、約80メートルの施工を完了し、残りは来年度実施する予定としております。

教育行政関連では、1月8日に成人式を開催し、新たな成人の節目を祝いました。成年年齢が18歳に引下げとなりましたが、本町では、今までどおり20歳を対象に成人式を行い、代表による神崎神社での神事後、プラザ文化ホールで行われた式典には、色とりどりの振り袖やスーツに身を包んだ輝かしい48名の新成人が出席されました。

5月28日に開催を予定している第2回発酵マラソン大会については、参加申込みが2月4日から始まっており、前回より500名増員して、総勢2,000名のランナーを募集しています。ゲストランナーに、タレントの猫ひろしさんを迎えるほか、改善を図ったコースの選定や救護体制など、各関係機関との連携・協議を重ねており、さらにわくわく感を増した大会開催に向け、順調に運営準備を進めております。ついでには、昨年同様に、町民の皆様、各事業所・団体の皆様、そしてボランティアの皆様方のご支援とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

町史編さん事業については、神崎町史「資料集 近現代編（昭和編）」の編集を完了し、製本300冊が完成いたしました。町史は、平成18年度に編さん作業を開始しましたが、平成21年度からは休止、令和元年度に再開し、このたび史料出版の運びとなりました。編さん作業にご尽力いただいた町史編さん委員の皆様、貴重な資料を提供してくださった方々のご協力に、深く感謝を申し上げます。

結びに、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 議長のお許しを得ましたので、報告します。

令和5年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告をします。

去る2月17日、令和5年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会が、香取市山田支所議場において開催されました。

当日の出席者は13名で、定足数に達したので、会議は成立しました。

定例会では、令和5年一般会計予算や令和4年補正予算など3議案が審議の後、議案第4号が追加提案され、管理者から報告第1号について報告がありました。

以下、概要を説明します。

議案第1号 令和5年度香取広域市町村圏事務組合一般会計予算については、一般会計予算の総額は53億3,152万5,000円で、前年度に比べて5億2,753万3,000円、11%の増となっております。

増額となった要因は、伊地山可燃物処理施設における施設定期整備工事費及びごみクレーン定期点検整備工事費の増、伊地山最終処分場における乾燥機整備工事の増、織幡最終処分場における覆土工事の増、牧野し尿処理施設における脱水機定期整備工事費の増などによるものです。

議案第2号 令和4年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするもので、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ1億322万2,000円を減額し、予算の総額を48億114万1,000円とするものであります。

内容としましては、次期一般廃棄物処理施設整備事業に係る建設候補地の見直しに伴う廃棄物処理施設整備基本計画策定業務等による委託料、小型動力ポンプ積載車購入費等の事業が確定したことによる減額です。

議案第3号 香取広域市町村圏事務組合消防団条例の一部を改正する条例についての案件は、総務省消防庁から非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことから、消防団員報酬の支給について、所定の改正をするものです。

議案第4号 令和4年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）の案件は、債務負担行為のため補正するもので、令和5年度に予定している伊地山最終処分場乾燥機整備工事において、令和5年4月に執行した場合に工期が不足することが判明したため、令和4年度中に契約準備行為を行うため、債務負担行為を設定するものです。

報告第1号 専決処分の報告については、緊急車両が相手方車両と接触し、損傷させた物損事故に係る損害賠償の額を、地方自治法第108条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告がありました。

以上、令和5年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） ただ今、議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

去る2月13日に、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連

合」という) 議会定例会が、オークラ千葉ホテルにおいて開催されました。

定例会では、広域連合副広域連合長及び監査委員の選任等の人事案件が2議案、条例の制定、一部改正等が6議案、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、令和5年度一般会計及び特別会計当初予算の計12議案が審議され、全て原案のとおり可決いたしました。

一般質問では、4名の議員から、広域連合の職員配置と運営についてや、保険料の考え方、窓口負担についてなどの質問がありました。

以下、議案について概要を説明いたします。

議案第1号 広域連合副広域連合長の選任について、副連合長である東庄町長、岩田利雄氏の任期が令和5年1月20日で満了となることに伴い、新たに副広域連合長を選任したものであります。

議案第2号 広域連合監査委員の選任について、監査委員である茂木 浩氏より退任届が提出されたことに伴い、新たに監査委員を選任し、同意を求めたものであります。

議案第3号 広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

議案第4号 広域連合管理監督職勤務上限年齢等を定める条例の制定について、広域連合では組織の構成上、定年年齢を定めていませんが、管理職手当を支給する職員の職を置いていることから、国家公務員と同様に、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

議案第5号 広域連合職員の給与に関する条例及び広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、千葉県人事委員会勧告の内容を踏まえ、広域連合の常勤職員及び会計年度任用職員の給与について、当該条例の一部を改正するものです。

議案第6号 広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年度の物価高騰に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことから、低所得者に対する保険料の軽減措置の規定を改正するため、広域連合高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

議案第7号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

の制定に伴い、広域連合情報公開条例等の一部を改正するものです。

議案第8号 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方公務員法の一部改正による定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、現行と同様に再任用できる暫定再任用制度の規定や、地方公務員法の規定の引用条項の整理等のため、所要の改正を行うものです。

議案第9号 令和4年度広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,964万8,000円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ24億2,461万9,000円とするものです。主な内容は、歳入で財政調整基金繰入増額や、民生費等の減による市町村負担金の減額、歳出では、職員人件費及び老人福祉費の減額等です。

議案第10号 令和4年度広域連合特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,122万7,000円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ7,259億7,636万9,000円とするものです。主な内容は、健康診査事業や新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免等による国庫支出金の増、保険基盤安定負担金や一般会計繰入金の減額等です。歳出では、基金積立金の増額、電算事務費等一般管理費や特別高額医療費共同事業拠出金の減額等です。

議案第11号 令和5年度広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億1,240万5,000円とするものです。市町村負担金を主な歳入とし、広域連合の運営に必要な基本的経費である一般事務費、職員人件費及び議会費などを主な歳出として計上しています。次期標準システムへの経費が計上されたため、民生費等が増え、前年比で5億1,856万4,000円の増額となっています。

議案第12号 令和5年度広域連合特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,446億2,239万9,000円とするものです。市町村負担金のほか、国庫支出金や支払基金交付金などを主な歳入とし、保険給付費や保健事業費を主な歳出として計上しています。被保険者の増加による医療給付費の増等により、前年比で301億2,658万7,000円の増額となっています。

以上、令和5年第1回広域連合議会定例会の報告といたします。

よろしく願いいたします。

◎日程第3 発議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第3 発議案第1号 神崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番 木内直樹議員。

○6番（木内 直樹君） ただ今、議長の許可がありました。議案を朗読し、説明させていただきます。

発議案第1号 神崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、地方自治法第112条及び神崎町議会会議規則第13条の規定により提出します。令和5年3月7日。提出者、神崎町議会議員、木内直樹。賛成者、同寶田久元、同石井正夫、同高橋正剛。

神崎町議会の個人情報の保護に関する条例について。

神崎町議会の個人情報の保護に関する条例を、次のように制定する。

提案理由を申し上げます。

令和3年の個人情報保護法の改正により、個人情報保護に関する3つの法律と各地方公共団体の個人情報保護条例が新たな個人情報保護法として統合され、令和5年4月に施行されることになりました。

新法では、町議会が対象外となるため、現在の制度から後退しないよう、新たに町議会独自の神崎町議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、新法と同じく令和5年4月から施行されるよう、本議会に提出するものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 発議案第1号 神崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

て（令和４年度神崎町一般会計補正予算（第６号））を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第１号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和４年度神崎町一般会計補正予算（第６号）につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億5,720万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入は、15款、国庫支出金では、出産・子育て応援交付金として259万5,000円を計上いたしました。

16款、県支出金では、出産・子育て応援補助金として57万9,000円を計上いたしました。

20款、繰越金では、前年度繰越金として62万6,000円を計上いたしました。

歳出は、３款、民生費では、出産・子育て応援事業として、事務費及び給付金、合計で380万円を計上いたしました。これは、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出時と出生届出時に合計で10万円を給付する経済的支援を一体として実施するものであります。

本事業は、遡って令和４年４月以降に妊娠・出産された方が対象となり、年度内に支給を行うため、早急な対応が必要であり、予算措置についても急施を要したため、２月３日に専決処分をしたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 令和４年の妊娠・出産届ですか、これに２月３日に専決処分をやったみたいですが、年度内にこれ、支払うというわけですが、町長の提案理由でなくて町政報告の中で、令和４年度に、23名ですか。それで、令和５年が25名の出産予定者がいるというあれですが、これはこの５万のは、令和４年度の23名のあれで

すか。令和5年度にはまた別個に出産祝金と子育て支援金があるわけですか。令和4年度だけのなんですか。23名。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

今回、交付金としましては、335万円計上してございます。このうち、出産応援給付金、これは妊娠した方に対するものとして210万円、42人分。また、子育て応援給付、こちらは出産した方に対して125万円、25人分を予算計上してございます。

こちらにつきましては、令和4年4月1日から令和5年度中に出産した、あるいは妊娠した方を対象としたものとなってございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。じゃあ、令和4年4月1日から、現実には4月2日になるのかな、それから、令和5年の4月1日までか。あれは年度は4月2日からだから。何人、神崎町で生まれたんですか。令和4年度中に。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

令和4年4月1日から令和4年12月まで出産した児童、23名。その後、出産予定が3名……。失礼しました。令和4年4月1日から12月まで出産した児童が23名、その後、出産予定が2名ということで考えてございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、全部で25名ですね、神崎町で令和4年度中。確認。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 予定としては、そういう予定でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） すみません、私もちょっと勘違いしたんですけど、確認なんですけれども、そうしますと、妊娠・出産で10万円だと思うんですけど、令和4年以前に妊娠していた方、令和4年度中に出産だけした方というのは、5万円だけということで、その人数の差ということでよろしいんですかね。言い方、理解しづらいですか。よろしいですか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度神崎町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第5 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第5 議案第2号 神崎町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町個人情報保護法施行条例の制定についての提案理由を申し上げます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を目的として、個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国が作成するガイドライン等により、地方公共団体の的確な運用を確保するという内容が示されました。

本町においても、神崎町個人情報保護条例を廃止し、新個人情報保護法や国のガイドラインの下、個人情報保護制度の運用をするとともに、必要な事項について定めるため、神崎町個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

本条例の主な内容は、開示請求に係る手数料や審査会への諮問等となっております。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5 番（鈴木 節子君） 2 点あります。

1 つ目は、再度確認したいということで、実施機関の中に選挙管理委員会がありますが、有権者台帳の閲覧などは、これまでどおりにできるということによろしいでしょうか。

2 つ目は、自治体が持っている住民に関わる膨大な情報は、企業にとっては個人情報の宝庫であるので、これが漏えいしないよう、職員には心して扱っていただきたいと思います。例えば、住民が納める税金の額によって収入が類推できてしまうと思うので、これが悪い人たちの手に渡ったら大変なことになります。匿名加工してあるから大丈夫と思っているかもしれませんが、これが分かってしまうような技術が今、開発されつつあるとも聞きます。このような危ないものを扱っているのだと自覚して、一人一人の職員がしっかり監視していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙管理委員会に関する質問であります。選挙管理委員会の持つ個人情報といたしましては、選挙人名簿及び在外選挙人名簿が挙げられます。

これまでの個人情報保護条例におかれましても、選挙管理委員会は実施機関に含まれておりましたので、今後は、個人情報保護法に基づき、それらの個人情報を扱っていくということになります。

質問にありました選挙人名簿の閲覧でありますけれども、公職選挙法に規定された制度でありますので、これまでどおり、閲覧申請をしていただき、名簿の閲覧をすることができます。今までと何ら変わるものではございません。

2 点目の質問であります。新しい法律におきましても、個人情報の安全管理措置は義務づけられております。令和 5 年度予算におきましても予算計上しておりますが、安全管理に関するマニュアル等を作成し、職員から個人情報漏えいのないように徹底していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第 5 議案第 2 号 神崎町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第6 議案第3号 神崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての提案理由を申し上げます。

個人情報保護法の改正に伴う神崎町個人情報保護条例の廃止により、個人情報保護に関する重要事項を調査・審議するための機関である神崎町個人情報保護審査会の設置に関する規定がなくなるため、同じく町の附属機関として神崎町情報公開条例で規定する神崎町情報公開審査会と統合し、新たに神崎町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものです。

新たに制定する審査会の所掌事務は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する調査・審議等となっており、委員は5人以内、任期は3年となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第3号 神崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第7 議案第4号 神崎町行政不服審査関係手数料条例及び神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町行政不服審査関係手数料条例及び神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

個人情報保護法の改正に伴う神崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定により、改正が必要となる神崎町行政不服審査関係手数料条例及び神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の関係2条例の一部改正を行うものです。

改正の内容は、行政不服審査関係手数料の減免の規定の改正及び特別職の職員で非常勤のものの報酬に係る別表の改正をするものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 4月から条例改正に伴って、その委員名も変わる、役職も変わるということで、この議案になっていると思いますけども、実際に令和3年度、あるいは令和4年度、今まで情報公開の委員として何名の方がその委員会審査、出席されて、金額的に日額5,000円ということになっていますから、どのくらいの審議時間があつたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 椿議員の質問にお答えいたします。

こちらの審査会でありますけども、出ていただく場合なんですけれども、個人情報あるいは情報公開の開示請求に対して、不開示決定を行った際に不服申立てがあつた場合に出ていただく形になります。

本年度、昨年度を通しまして、そういったケースがありませんでしたので、実際に

会議のほうは開催しておりません。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第4号 神崎町行政不服審査関係手数料条例及び神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第8 議案第5号 神崎町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町選挙公報の発行に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

公職選挙法第172条の2の規定では、「市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙を管理する選挙管理委員会は、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる」とされております。

本町では、選挙公報に関する条例が定められておらず、町議会議員及び町長の選挙において選挙公報は発行されておりました。

今回の条例制定は、有権者の要望に応え、また、候補者の政策を有権者へ公平に伝えることを目的として、選挙公報を発行できるようにするための新たな条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5 番 鈴木議員。

○5 番（鈴木 節子君） すみません、これ、配布が、説明では区長が配布するというふうになっていたと思うんですけども、今、広報でさえ区長が配布するのが大変だから、区長配布をやめて別の方法に変えたいと言ってきている方もいるので、これはどうなっていくんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

配布方法でありますけれども、火曜日に告示、土曜日までに配布するという日程になりますので、今のところ区長さんをお願いをいたしまして、配布をお願いしようと思っております。

ただ、この規定の中に、区長配布等できなかった場合には、新聞配達による方法もできるというような規定になっております。4月の区長会議で、まず区長さんをお願いをいたしまして、区長配布で迅速にお願いしようと考えております。それができなかった場合には次の方法を考えるということになると思います。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5 番 鈴木議員。

○5 番（鈴木 節子君） そうしますと、この方法が変わるということもあり得るわけですね。

何か昨日いらした区長さんが、うちでは80歳のおばあさんが配っているので、とてもじゃないけど配り切れないという話をしていたんですね。ですから、広報も含めて、こういう配布の仕方が無理になってきているんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

区長さんをお願いをするんですけども、どうしても配れない、また、日数がございませんので、そういった場合には、新聞折り込み、あるいはほかの方法で配布することも考えていかなければいけないのかなと考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 椿議員。

○1 番（椿 等君） 選挙公報、本年6月に町長、町議会議員、同時に施行されるとい

うことになっていきますけれども、想定として、町長だけ別便、町会議員は若干の政見を載せて1枚というような想定なのか、あるいは冊子にして、この人の政見と顔写真、経歴、1枚ずつ裏表、裏表で、仮に14名出たら7枚つづりにするとか、いろんな方法が考えられると思いますけど、その場合、今、配布の方法、鈴木議員のほうから質問がありましたけれども、何枚程度の刷り込みをするのか。あるいは、どうしても見たいという方のためのその広報そのもの、役場に来れば常にあるだとか、どこどこに行けば常にあるだとか、予備も含めてどの程度の印刷を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 椿議員の質問にお答えいたします。

まず、印刷の方法でありますけれども、現行は、候補者から約A4サイズで頂こうと思っております。そのA4サイズの手稿を、A3判に今のところ6人、あるいは8人を載せて、両面印刷、A3、1枚で、議会議員の選挙の場合ですけれども、しようと思っております。香取市が大体そのくらいの選挙公報を発行しておりますので、あそこは人数が多いので、タブロイドになっていきますけれども、うちのほうはA3の両面印刷で、1枚で発行したいと思っております。

町長選挙の場合は、A3に何を載せるかというのは選挙管理委員会のほうで決めるんですけども、人数に合わせて大きさを決めていきたい。いずれにしても、A3の両面印刷で、1世帯には1枚、町長選挙と議会議員選挙は別々に発行しないといけませんので、2枚の発行になると思います。印刷枚数ですけれども、世帯数2,500枚を予定しております。

それを補完する方法といたしまして、神崎町役場、神崎ふれあいプラザと神崎の駅、あとは循環バスの中等にも置こうかなと、そのような配布方法を補完的に考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回、選挙制度が改正になりまして、事前の審査、大分、書類が多くなると思います。であったにしても、選挙に出ますと立候補した方が、仮に当日火曜日、立候補しますということで立候補届が来た。それから印刷をかけるわけですね。今のお話だと、A3判に両面印刷で六・六の12名分というお話みたいですけれども、仮にそれが14名、15名ということになったら、今度はそれを7等分とか8当分したような形で、A3判で刷るような感じになりますけれども、仮に14名あったとす

ると、片面7つてすごく取りづらいと思うんだけども、そんなことを含めて、余裕を持って印刷できる、そんな体制をぜひとも考えてほしいと思います。

12名以下で町会議員が済むということではなく、誰でも立てて、まして今、鈴木議員、女性1名しかいないんだから、女性の方にいっぱい立ってもらう、そんなのを含めて、予算取りは少なからず2枚見開きくらいの、そのような感じで検討をお願いできたらありがたいと思います。

内容も、これは選挙委員会のほうで決めるんでしょうけども、政見重視。顔写真、そんなに重視しなくていいですから、政見重視でお願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

今ありました写真なんですけども、その原稿の中に写真欄というところがございまして、そこに掲載していただく形になります。

逆に、掲載文のところには写真は載せられないというようなことになりますので、図、イラスト等は入るんですけども、掲載文の欄には写真は入れられないような形になります。

また、A3判に何人も載せるということですけども、それはあくまでまだ事務局の案ですので、これから近隣の既に先にやっている市町村等の事例を研究しながら、考えていきたいと思っております。

○議長（大原 秀雄君） 8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 今、池上主幹から説明があつて、区長配布が無理な場合は新聞折り込みということをお聞きしましたが、今、新聞を取る家庭が少なくなっている。電子媒体で見る、または電子媒体も見ずに、今いろんなパソコンで情報が取れるという時代になっているので、ぜひいろんな方法で発信してもらいたい。

やっぱり今のお話だと、紙の話しかしていない。パソコンで見られるという状況で、それを町民にいかに伝えるかという方法が一番いいと思います。18歳まで有権者が下がっていますので、その若い子たちは新聞なんか絶対見ていないので、やはりそういう電子媒体、もうスマホでも見られる、何でも見られるというような状況に持っていっていただきたいなと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

答弁のほう、漏れましたが、もちろんホームページはじめ、電子媒体にも掲載して、若い方にも見ていただけるように努めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第5号 神崎町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第9 議案第6号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 神崎町一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

総務省が公表した「令和4年地方公務員給与実態調査結果」による本町のラスパイレス指数は、令和4年4月まで実施した給与減額措置により、100.4となりましたが、給与減額措置を行わなかった場合、103.0程度になる見込みであります。これは、県内2位に位置する高い数値となります。その要因としては、職員の退職に伴う昇格等により、高年齢層の職員の指数が高い傾向にあるためです。

本案は、こうしたラスパイレス指数の上昇傾向を改善させるため、中間層の4級以上の職員の給料を、令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間、3%減額措置する特例条例を制定するものであります。

今回の減額措置に伴う影響額は、約530万円です。

なお、この減額措置については、町職員労働組合との協議の結果、申入れに対し協力する旨の回答を得ております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3 番 高柳議員。

○3 番（高柳 智君） 前回でしたっけ、1年前でしたっけ、もやられていると思うんですけど、多分ラスパイレスの指標ですか、こちらを正確に理解されている方って、町民の方も含めてそんなにいないと思うんですよね。決して個人個人の職員の方々の給料が高いわけじゃないんですよね。あくまで管理職を除いた国のバランスと比べた場合の数字であって、そうしますと、どうしても小さな自治体、分母が小さい自治体は、これ、分母が小さいですから、上がっちゃうんですよね。ここを一番理解しなきゃいけないところだと思うんです。

そのために給料を下げるという、以前聞いた話では、新聞等載って数字が独り歩きしてしまって、給料が高いんだらうと町民の方から言われて非常に辛い思いをしたという経験上、こういう措置を、苦渋の選択だと思うんですけれども、されているところはあろうかと思います。

私は芝山の職員さんに知り合いがいるので、芝山町って毎年高いんですよね。やっぱり芝山も分母が少ないですから。ただ、芝山は、じゃあ、そういう措置していますかと聞いたら、いや、うちはやりませんと。別にそういうことを言われても平気ですし、ちゃんと説明しますし、また、そういうことを言われたこともないんですと。だから町民の理解、だから町民が興味ないんだか、インフラが整っているのそういうクレームも出ないんだか、それはちょっと芝山町さんのところの事情があるのでよく分かりませんが、今後、管理職の人数って変わらないわけなので、学歴等々の経験は影響してくる部分はあるんですが、そうした場合に、今後もこの見込み、常に何もしなければラスは100を超えていくのか、そこら辺の見込みを教えてくださいたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 高柳議員の質問にお答えいたします。

まず、ラスパイレス指数の見込みであります。上昇する要因といたしまして、団塊の世代が退職いたしまして、若手の職員の昇給が進んでいるという点があると思います。国の職員と比較いたしまして、早く進んだ若い職員のほうが給与が高くなりますので、神崎町のほうがラスパイレス指数が比較したときに高くなってしまいうような要因が挙げられると思います。特に係長職以上の昇格が今後も進みますので、そういった職員の給料を国の職員と比較すると、同じ経験年数でも高くなってしま

のかなというような懸念はございます。

また一方で、ラスが下がると、希望的観測ですけれども、新規採用職員が入ってきたとき、あるいは今後、定年引上げが行われましたので、定年引上げ職員の給料、7割となりますので、そういった職員がラスを引き下げる要因になる、あるいは再任用制度の運用に伴いまして、そういった再任用職員の給与が下がることによりラスが下がるという希望的観測、そういったものもありますので、今後、ラスパイレス指数、来年、再来年、はつきり幾つになるというのは申し上げられませんが、そういった状況を見ながら考えていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 本当に苦渋の選択だと思います。影響額も530万円という額が出てしまうのであれば、よしんば給与は下がりましたが、ただ、この影響額の部分を福利厚生、例えば1階でしたら、女性職員とか、暖房が利かなくて寒いというような声も聞いております。ここら辺の庁舎管理であったり職員の福利厚生の部分に反映できるような施策を打ってはいかがかと思うんですが、本当に1階は寒いんですけど、ここら辺はどういうあれなんでしょうかね。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

高柳議員おっしゃるとおり、役場の庁舎も大分年数がたってまいりまして、空調に限らず不具合が出始めているところが多数ございます。今後、こういった今回の影響額等も加味しながら、予算の状況を見ながら随時、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第6号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第10 議案第7号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の給与を減額する措置を、特例条例により、令和5年3月31日までを期限として実施しているところですが、引き続き堅実な財政運営を行うため、さらに減額措置する期限を令和5年6月22日まで延長するため、特例条例の一部を改正するものであります。

なお、今回の減額措置の延長による影響額は、約260万円の削減効果となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回の条例は、町長選挙が終わるまでというような認識で、このように変更されたのかなというように思います。町長選挙が終われば、新しい町長が当然、誕生します。現町長がそのまま残るかもしれないし、新たな町長が受かるかもしれない。そんな中で、自分の責任の期間はこの条例を堅持するんだというような位置づけの条例改正というように思いました。

私、前回、12月の議会でも申し上げましたけれども、もう減額はやめましょうよ。まして副町長も今、選任されていない。そんな中で、町長、副町長選任なしに4年間、結局やってきちゃった。途中で選任もなかった。そんな中で、町長給与3割減をずっと4年間やってきました。特例条例、3月31日に終わりにしましょうよ。4月、5月、6月、新たな元の給与体系でそのままいっていいと思います。

私はこの条例に反対します。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 町長も公約で、このようにされるといのは重々分かるんですが、椿議員のおっしゃるとおりで、やはり今期終わったら、次は誰になるか分かりませんけども、やはり元に給料を戻すと。世の中はもう政府を挙げて、国を挙げて給与アップ、賃金アップという中、なぜ神崎では下げているのと。

今、財政調整基金が積み立てられるほど、今は財政があります。それができなくなったときに、また特例条例をつくれればいいことであって、今はやはり皆さんも給料を上げて、今、パートさんだって130万円の壁が撤廃されるというときです。それで最低賃金もみんな1,000円に持っていくと、1,000円以上に持っていくという時代になっているので、やはりちょっとそれは時代に逆行し過ぎている。

やはり町のトップが給料が安いというのは、絶対おかしいことです。仕事をしてもらえれば皆さん納得しますので、近隣を見ても、こんな条例でやっている町なんかないはずですから、あったとしてもそれは珍しいところです。全国見たって。やはりその辺は町長、次の、誰が町長になるか分かりませんが、この条例は私は賛成しますけれども、次はこれは皆さん、誰が議員になるかも分かりませんけども、絶対にこういう条例はなくしていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第7号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第11 議案第8号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第8号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年的人事院及び千葉県人事委員会勧告を受け、先行して行いました一般職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与改定を行うものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の期末手当を、千葉県会計年度任用職員の支給月数と同様に、年0.05か月分引き上げるものとなっております。

実施時期につきましては、令和5年度分からいたします。

なお、この改正に伴う影響額は、約34万円の増額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第8号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(大原 秀雄君) 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第12 議案第9号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第9号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第24号）が交付されたことより、神崎町国民健康保険税条例を改正するものであります。

主な内容は、出産・育児一時金の支給額引上げに伴う財源確保として、国保税のうち後期高齢者支援分の上限を２万円引き上げ、22万円とするものであります。

また、国保税の軽減基準を見直し、低所得者の負担を軽減する改正も併せて行います。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第9号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第13 議案第10号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和４年12月15日）において、出産・育児一時金の額は、令和４年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和５年４月から、全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことから、現行40万8,000円を48万8,000円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第10号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第14 議案第11号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,000万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、町税が合計で6,506万円の増。11款、地方交付税、2億2,604万9,000円の増。15款、国庫支出金では、事業費の確定等に伴い、5,998万2,000円の減。19款、繰入金では、現時点での歳入歳出の実績を踏まえ、財政調整基金繰入金などを2億6,364万9,000円減額いたしました。20款、繰越金では、前年度の実質収支額として、1億2,931万2,000円を増額いたします。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財政調整基金積立金1億2,430万2,000円のほか、公共施設整備基金に1億750万1,000円の積立金を計上いたしました。

3款、民生費では、神崎・米沢保育所会計年度任用職員報酬として443万1,000円、6款、農林水産業費では、農業委員及び推進委員報酬に509万4,000円、8款、土木費

では、町道新設改良事業の公共事業分として1,794万6,000円をそれぞれ増額しております。

その他の補正につきましては、歳入・歳出ともに事業費の確定などに伴う減額が主な内容となっております。

また、町道成田神崎線道路整備事業など2事業につきまして、年度内の完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 6点ございます。

まず1点目、歳入のほうですが、償却資産が増えておりますが、その理由は何でしょうか。

2点目、普通交付税、2億増えています。3月でやるよりも、これは9月でもう確定していると思うんですね。特別交付税は秋以降になるので、確定が遅いので、補正の財源として取っておくのは分かるんですが、順番として、財調よりも先にこちらが補正の普通財源になるんじゃないかというところがあるので、そこが2点目。

3点目は歳出です。総務費ですね。職員の健康診断の委託料が減額になっているんですけど、これはあれですかね、健康診断をやられる方が少ないのか、その理由を聞かせてください。

4点目です。民生費で、唯一人件費が、先ほどご提案の中でもありましたが、保育士、調理師さんの人件費、補正しておりますが、人件費で3月の補正というのはあんまりしっくりこないんですけれども、その理由は何でしょうか。

5点目です。農林水産業費の畜産業費ですね。家畜防疫対策事業が半分以上、減額になっているんですけれども、こちらの理由を教えてください。

最後です。教育費、医療的ケア対応業務委託ということで、中学校の障害をお持ちの方の出席に対応する委託費だったと思いますが、たしか週3日学校に来られて、その方のお世話をするというようなものだったと思うんですが、こちら、200万の減額になっている、この理由を教えてください。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

町税のうち、償却資産、こちらが増えている理由、3,700万の補正ということで、

その理由ですが、償却資産の制度といたしまして、各企業から1月末までに償却資産の申告が上がってきます。令和4年度の予算でいいますと、令和3年の1月に上がってきた申告書を基に、令和4年度の償却資産が決定します。したがって、予算を立てる時期、令和3年の11月の時点では全くの見込みで計上いたしております。

ここ3年ほど、コロナの影響がありますので、投資のほうは少ないと見込んでおりましたので、かなり辛めの予算ということで立てております。それに反して、今回につきましては、想像以上に償却資産、設備投資があったということで、3,700万の増額補正ということになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 私のほうから、普通交付税の補正の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

高柳議員おっしゃられるとおり、普通交付税、確定いたしまして、早い段階での補正というのは実際には可能なところがございますけれども、これまで3月で補正として計上しているんですけれども、これにつきましては、年度末の執行状況等を、状況を見ながら過不足の状況と合わせて計上することによって、本年度予算の状況を見込んだ上で、バランスよく基金等への積立て、また繰入れ、繰り出し等の金額を設定することができるということもありまして、3月のほうで補正をさせていただいております。

ただ、もちろん今後、補正の内容等によりまして、早い段階での算入ということも当然、考えていきたいと考えておりますので、今後の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 私のほうからは、職員健診に関する質問にお答えいたします。

職員健康診断の委託料であります。正規職員及び会計年度任用職員の定期健康診断委託料及びストレスチェック委託料を予算化しております。

そのうち、定期健康診断であります。職員向けの集団健診を受けずに、自身のかかりつけの医療機関で人間ドックを受診する職員も増えており、その際は、共済組合からの負担金と、一部自己負担で受診いたしますので、町会計の委託料が減額となっている状況であります。決して健康診断を職員が受診していないということではございませんので、ご理解いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私のほうからは、民生費、保育所の会計年度任用職員人件費の増額についてお答えいたします。

こちらにつきましては、会計年度任用職員2名分増員したことに伴う人件費不足分の補正ということになってございます。

議員おっしゃるとおり、早期に予算措置するべきところだったかもしれませんが、今回、不足額、ある程度確定した段階でということで、今回の時期になってしまいました。今後、早期に計上できるかどうか検討しながら、補正のほうを上程させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 畜産の関係につきまして、お答えいたします。

家畜防疫対策事業で減額が大きかった、割合としてですけれども、要因ということで、まず牛アカバネ病発生予防事業というのがございます。牛の異常お産を予防する事業でございます。こちらは注射になるわけですが、今回、一番飼養頭数の多い農家さんのほうで事業のほう、接種のほうを見送られたというのが大きな要因が1つと、牛結核・ブルセラ・ヨーネ病の発生予防事業ということで、こちらは4年に1回行う事業でありますけれども、家畜保健衛生所のほうで、今回は5年たったところということで、令和5年度に実施ということで、この事業自体の予算を減額補正したということで、金額が落ちております。

もう一点ありまして、畜産環境衛生事業といいまして、ハエや蚊の衛生害虫の薬剤の補助があるんですけれども、こちら、養鶏を行ってございました養鶏業の分も年度当初、予算を取っていたんですが、廃業ということで、そちらの分の減額も影響が出ております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 私からは、中学校費、医療的ケア対応業務委託料の減額補正の理由ということでお答えいたします。

当初の予算立てでは、当該生徒、月12日ぐらい、週3の登校を見込んでいたんですけれども、実際、当行の段になりまして体調不良等がございまして、結果的には、昨

年の４月から本年２月までの登校、実質日数、月平均７日ということでございましたので、登校日が減ってしまったということで補正をかけたものでございます。

余談になりますけれども、ちなみに当該生徒、成績は非常に優秀で、この学年末で
すか、試験はトップだったということで中学校から報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

４番 荒井議員。

○４番（荒井 葉一君） 補正額がほかはみんなマイナスなんですけど、成田消防に支払っている常備消防委託料ですか、この辺が上がっているんで、その辺の詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 荒井議員のご質問にお答えいたします。

常備消防委託料でありますけれども、委託料につきましては、成田消防からの事務委託費見積書を根拠に予算化しております。これまでも約１億円前後の委託料で推移をしております。

その中でも、人件費に係る金額が９,９８１万円と、約９割を占めております。その計算方法であります、下総分署２１人分及び大栄署のうち下総要員４.４人分、この人件費を成田市の下総地区、令和４年１０月１日だと６,２９０人だそうですが、その下総地区の人口と神崎町の人口で案分で計算いたします。

今回の補正における増額の理由であります、新型コロナウイルスに係る出勤増による時間外手当や特殊勤務手当の増額及び電気代の高騰による増額ということが原因となっております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

１番 椿議員。

○１番（椿 等君） 私は先週３日、皆さん方が全員協議会をやった日に葬式でお休みになっちゃいました。ごめんなさい。

その際に、今日午前中審議の内容について説明があったかと思っておりますけれども、この第７号の補正について、繰越明許できるものがあるということになっているんですけども、繰越明許の明細が分からないんですけども、この時点で繰越明許にすべきもの、先ほど道路の関係、それと道の駅の関係については、そのような繰越明許を行うというような表明がありましたけれども、繰越明許の明細が私の手元にはないんですけども、

繰越明許、どこにあるんですか。（「6ページ」と呼ぶ者の声あり）6ページ。ごめんなさいね。いずれにしても、繰越明許でできる金額が約9,000万になっています。

それで、令和4年度、まだ全部済んでいませんけれども、財調を含めた積立てが約2億5,000万。こちらの予算で2億円になっていますけれども、健康保険のほうだとかを足すと2億5,000万で、令和4年度町債消化、1億何千万ということになっています。それで、令和4年度中の繰入金については、みどり基金の分だけ実行することになっていますけれども、2億何千万からの取崩しが一切ないということになります。

とすると、令和3年度末における約2億6,000万の財調が町の町債よりも多いという状況が、本年度末には6億円強、多くなるというようなことで間違いはないというか、そのような予定になるかどうかだけ伺います。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 基金についてお話しさせていただきたいと思います。

今回の財政調整基金につきましては、今回、繰り出しを行わないということで、逆に積立てを行うという形であります。

財政調整基金、3年度末ですと、約11億6,700万の金額、そこに今回1億2,463万8,000円ということで計上いたします。利子等も見込んで含めますと、12億4,638万で見込みますと、大体、今年度末、利子等がありますので、ちょっと正確な数字ではありませんが、12億9,000万程度になる見込みでございます。

基金全体で見ますと、国保、また介護等も全て含めると、今年度で2億5,500万程度、基金のほうへ積み立てるという形になりますので、総額でいいますと、まだつかみの段階ですけれども、25億5,500万程度の総額になる見込みでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 議長、もう12時なんですよ。それで、私も長くなると思います。だからここで切りませんか。午後にしませんか。一般会計補正予算も。皆さん、途中で質問しているうちに切られちゃうと、ちょっとやりづらいですよ。再質問もやるかも分からないから。どうですか。議長判断。12時なので。

○議長（大原 秀雄君） 寶田議員、今のご意見ですけど、それでは時間も時間になってきています。そういうことで、この議案で昼食ということにしようかと思いますけど、いかがでしょうか。

○10番（寶田 久元君）　じゃあ、いいですよ。議長がいいならいいんだけど、周りの議員の人だとか課長らに、12時過ぎちゃって長い質問すると、またうんざりされて、私に対する批判もあるかも分からないけども、じゃあ、やりますよ。いいですか。時間は関係ないからね、これは。一般質問は時間制限あるけども、議案審議は時間は関係ないからね。（「3回きり」と呼ぶ者の声あり）再質問は3回までだよ。

それでは、課長さん方、五、六点いきます。だから再質問しないように、よく答弁するように、メモしておいてください。じゃあ、高柳議員と椿議員と重複するかも分からないけども、いきますからね。

じゃあ、ページを追っていきます。議員の皆さん、すみませんね。議長が許したんだから、議長のお許しだから。

8 ページ、地方交付税 2 億 2,000 万、年度内だから減額補正や帳尻合わせのためにこれをやるんだろうけども、それで、令和 4 年は地方交付税 12 億。最近になって、これ、年度より増えているのではないかと思います、12 億もある。その増えた要因。

財調に対していきます。財調のところは 13 ページ。椿議員の質問で大体分かりましたが、歳入の減額補正で 2 億 6,000 万財調に返して、これで歳出のほうでは、端数はともかく 1 億 2,000 万、これを積み立てて、総額約 13 億。全体の基金は 25 億。そこで今度、これは質問だけど、ここまでは椿議員のあれですが、臨時財政対策債を引いたもので、現在の、9 月決算だけど、3 月のこれは見込みですよ、借入額、臨時財政対策債を引いた借入額は今どのくらいあるわけですか。

次に 6 ページ、繰越明許費。成田神崎線で 6,700 万、道の駅で 2,400 万で、町長の町政報告では、今回、繰越明許費を成田神崎線、要は植房の農村館移転ができないために、これは石井課長かな、本体工事に回すというわけでしょう。これは繰越明許費は令和 5 年度にこれは使うというわけですから。これは本体工事に回しちゃって、農村館はできなかったということですから、それは見通しは新年度予算では出るんですか。これは本体工事に回しちゃうんだから。

それと、道の駅の土木、椿議員はもうちょっと説明が欲しかったんじゃないのかな。道の駅、どこをどのように。2,400 万の説明。

次に、20 ページ、農業委員の報酬とは言わないだろうが、これは新たに出たあれですが、農業委員の皆さんは月々の報酬がありますよね。ここで、そのほかにこれ、いろんな農業委員の仕事をやったために、県のほうから来るというわけで、これが約 500 万。これは農業委員と、その下の下部組織があるんだけど、これは均等に分けるわけですか。それで、この 500 万はどのように来ているんですか。

それと産業課のほうでもう一つ。12ページ、農業関係で、農地利用最適化交付金が510万で、あとは多面的と飼料米の減額400、500、これの説明。

それと、最後に毎年なのですが、町道3路線、町道3路線は23ページ。結局これ、年度末だから減額補正でやるほかないんだけど、公共というのはこれ、県、国の補助金なんですよ。それで単独というのは町のほうで、両方合わせて6,300万もの減額補正。これ、うるさいように毎年のように町道3路線、なかなか伸びないと言っているのが、この伸びなかったの、何でできなかったんですか。郡の踏切は、今回7月から工事着工だということで、私もほっとしていますが、この町道3路線がなかなか先が見えない。

取りあえず1回目の質問はこれでいきますから、課長さん方、答弁漏れのないようにメモしておいてくださいよと言いました。ただ、議員の皆さん方、あと10分くらいかかりますから。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 私のほうから、最初にご質問がありました地方交付税についてご説明させていただきたいと思います。

令和4年度、今年度の地方交付税見込みにつきましては、今回2億2,604万9,000円を増額させていただきまして、普通交付税は11億6,604万9,000円になる見込みでございます。

昨年、令和3年度につきましては、12億2,391万1,000円という金額でございました。ですので、前年に比べますと、多少ではありますが、減という形になっているという状況でございます。

地方交付税に関しましては、国のほうが定めた基準にのっとりまして、町の人口であるとか学校数等を、それぞれ国が定めた係数を掛け合わせて、必要となる需要額という必要な経費、歳出のほうに当たる金額を算出しまして、また同じようにその基準にのっとりまして基準財政収入額というものを算出して、その差額を交付されるという形でございます。

近年ですと、こちらの需要額の中で、高齢者福祉、すみません、今、手元に資料を持っていないのであれなんです、高齢者福祉に当たる費用等が高めに設定されている、多く交付される原因の一つに数えられると思います。

また、今の世界でデジタル化ですね。地域デジタル推進費というものが4年度分から新設されておりますので、そちらのほうも踏まえて、今年度は合計で11億6,600万円の金額の普通交付税が交付されるという見込みでございます。

続きまして、財政調整基金と、あと臨財債を除いた借入れの4年度末の見込みの金額ということでございます。令和4年度末の時点で、全ての起債の見込みですけれども、16億4,490万円。これは臨財債も含んでいます。の一応4年度末で残る町の起債の金額になります。そのうち、臨時財政対策債分が13億4,894万7,000円、細かくなつて申し訳ありません、の見込みでございますので、臨財債を除くと、2億9,595万3,000円という金額になる見込みでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 私のほうからは、今回の繰越明許費についてご説明させていただきたいと思います。

まず、町道成田神崎線の道路整備事業でございますが、大きな理由としまして、植房農村館の移転補償の代替用地の一部について、本年度につきましてもなかなか相続の協議が進まない状況が続いておりまして、未相続状態を解消することができなかったということで、年度内の用地の取得が困難となったものでございます。

あともう一点の理由としましては、家屋移転が伴う用地買収の案件において、代替地の宅内排水のルート of 補償を行う必要がございます、その方法について、こちら側の検討に若干時間を要しているということで、現在、用地契約までは至っていないという状況でございます。

国庫補助金を用地費の財源として翌年度に繰り越すということが認められていないということで、工事費のほうに用地費のほうを予算を組み替える形で繰越明許費を設定しまして、今年度、配分いただいた補助金を、来年度使えるような形で有効活用したいということで、事業の進捗を図りたいということでございます。

来年度の農村館の見通しということなのですが、来年度当初においても、予算計上はしております。用地費につきましては、基本的には予算計上があつて初めて用地交渉ができるというものですので、予算については満額というか、十分な予算の措置をした上で、用地交渉に当たっているというのが実情でございます。

もう一つ、道の駅の改修事業、土木工事のほうでございますが、こちらの工事の内容としましては、現在行っておりますバックヤードへの進入路の工事でございます。利根川の取付け道路から、今、看板のあるところ、現在移設しましたが、そちらのほうから新鮮市場棟のほうに入れるように、バックヤードの進入路を先に整備しまして、それを工事の搬入路としまして活用しながら、工事を進めていくという段取りになっております。

こちらにつきましては現在、神崎PAの整備工事が本格的に進んでおります。施工箇所、搬入ルート、あるいは作業ヤードなんかの調整が必要という状況になっております。さらにインフラ関係、電気、通信、用水、上水道など、あるいは4車線化の工事など、いろんな工事が今現在、入っております、工期の取り合いの調整が必要となっているという状況でございます。ということで、適正な工期の確保が難しいということで、今回、繰越明許費の設定を行うものでございます。

工期としましては、6月末ぐらいを見通しております。二、三か月程度の延長で足りるかなということで現在、考えております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 農林水産関係のところでお答えをさせていただきます。

まず初めに、補正予算書の20ページに記載されております農業委員会運営事業の中の農業委員・農地利用最適化推進員報酬についてですけれども、こちらは509万4,000円とありますが、農業委員さん、最適化推進員さん、月額の基本給と能率給というようなことで定められております。

今回、能率給に当たる部分になりまして、全額、財源としては国庫補助の農地利用最適化交付金になります。こちらは、先ほど寶田議員からお話ございましたけれども、基準がありまして、農業委員さん、最適化推進員さん、非常によく活動を頑張っていたいております。そちらで算定しますと、全員均等のような形で配分をするようなことになります。

続きまして、歳入の部分の補正予算書12ページの部分ですけれども、農林水産業費の中で、先ほどお話ししました農地利用最適化交付金、こちら511万8,000円ということで金額がございすけれども、こちらは今年から算定の方法というのが変わりました、農地の集積、要は担い手に集積された、また遊休農地の解消、そして新規就農者の参入状況、こちらはちょっと今年はないんですけれども、そして農地利用最適化推進員、農業委員の活動している実績の日数といったものを積み上げて、それを点数化したものを、国のほうで予算で配分をするような形です。

ですから、これだけ働いたので幾らというような補助金のつき方ではなくて、国のほうで予算を上限として全国から集めた金額で計算して、配分が来た金額というのが、今申し上げたような511万8,000円というような額になります。

続きまして、多面的機能支払交付金で減額措置、450万させていただいているとこ

ろでありますけれども、こちらは制度上で交付される金額を予算として計上しております。国のほうで、国のほうの予算額を上限にというような制度設計になっておりますので、今回、国の予算からの配分のほうが減額になっております。これは毎年このような状態に最近はなっているんですけれども、そちらの減額を県費のほうも足し上げて、歳入として減らした金額というものが452万5,000円というような額面になります。

続きましての飼料用米等拡大支援事業補助金、こちらについては、全額県費、県単の事業になります。こちらは、実はこれ、項目によって金額が変わるということで、少し複雑な計算方法をするわけなんですけど、飼料用米も定着支援、拡大支援、またそれが専用品種、多収品種、通常品種といったことで単価が分かれております。

その中で、拡大支援の部分の単価の高いところの見込みというものが大きかったところがあって、その差額で実際に実績で計算したところ、540万の金額が不用となったことから、減額をするような状態となっています。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） すみません、寶田議員、もう少し長引きますか。もし長引くようであれば、一応ここで。

○10番（寶田 久元君） 議長、悪い、ここで休憩とまたなっちゃうと、今、考えたり何かしたのが……。

○議長（大原 秀雄君） 申し訳ない。ちょっと私、トイレに行きたいんですけど。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、食事にするべ。

○議長（大原 秀雄君） よろしいですか。はい。

ここで休憩といたします。議場の時計で1時30分まで休憩といたします。

（午後0時21分）

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時30分）

○議長（大原 秀雄君） 議案第11号 令和4年度一般会計補正予算（第7号）の質疑を続けます。

石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 寶田議員の午前中のご質問のうち、1点お答えさせていただきます。

最後にいただきました町道3路線進捗状況というものでございます。成田神崎線につきましては、午前中の答弁の中で大まかなものはお伝えしたかと思えます。

用地については、午前中にお話ししたとおりなんですが、その分、本工事のほうも成田神崎線については進めております。本年実施している工事としましては、切土工事が延長104メートルのフィールド工事を現在、進めております。あと、流末の排水整備工事ということで、こちらは延長356メートルのものですが、それも現在、進捗中で、年度内に完了見込みとなっております。

それに加えて、埋蔵文化財の確認調査も実施しておりまして、そちらのほうも調査が完了しております。

また、残りの2路線でございますが、神宿松崎線につきましては、進まなかったということではなくて、用地購入、ご協力はいただいております。ということで、買収できた土地もございます。

あと、蓮田を盛土するという工事、道路の造成の部分ですが、その造成工事にも現在、着手したというところでございます。

毛成堀籠線につきましては、こちらも用地についてはご協力いただける結果となっております。用地購入として進捗しているということでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 昼食をまたぐと、質問のテンションも下がってきちゃって、またやりますが、まず総務課に関しては、これは確認だけでも、全部の積立金が25億あって、その中には財調のほかに積立金はひもつきみたいなものだから、勝手には取崩しはできないと思うので、財調が13億。それと臨時対策債を除いた町の借入れが、全部で13億だけでも、それを除けば3億。これが神崎の令和4年度の財政状況。

町長、大分状況はいいですよ。要は積立てが13億あって、借金が3億だということ。町長も4年で、今いろんな質問が出ましたが、副町長も置かず、給料も減額して、ここまで頑張ったあれですが、給料に関しては選挙公約だから、どのように考えているかもしれないけども、議員の中には元に戻したらどうだというような意見がありました。

いずれにしろ、令和4年度の一般会計予算は健全経営だと思います。3月31日まで。それで、澤田主幹には再質問はありません。

あと、石井課長には、農村館の移転で、移転場所が相続ができないからというので、

もう2年か3年、これ、流していると思います。また新年度予算では組むとはいいますが、これ、役場の職員がどうこう言ってもあれだし、なかなかこういうものはできない場合には、司法書士なんか、本職の人なんか頼んで、行政でもやっているところがあるので、この相続の場合は司法書士だと思いますよ、これ。社労士じゃないし、司法書士だと思うけれども、そういう専門の人にも依頼して、これが解決できなければ、植房のど真ん中、心臓部だから、あの農村館ができなければ、全然道は進まないと思います。ですので、そのような方法もあるのではないですかということ。

それと今、町道3路線、これをやっているんだけど、6,300万が減額補正、要するにできなかったですけども、今の答弁で、道路に関しては用地が買収できれば工事は進めると思うので、用地買収が一番問題じゃないですか。それで一番のあれは、毛成はもう100万切っているような状態です。この減額補正でも。あと新宿松崎線と、植房の道路ですよ。これの用地購入ができなかったために減額補正でしょうが、やっぱりこっちのほうは変えなかったわけですか。この2点は。これだけ減額補正しちゃったの。ということで、その質問。相続に関して、この道路用地が買えなかったの。

郡の踏切は大原議長が一生懸命やって、12月の一般質問では、一丁目一番地と大見え切ったけど、まだできないのかと言ったら、むっとした態度でしたけれども、後で12月中にはできますと忘年会の席でやって、そうしたら郡の新年会ときには、もう7月工事着工。用地ができれば道路というのはすぐできると思います。だから用地交渉が問題だとは思いますが、減額補正の、いずれにしろ用地交渉ができなかったこと。

それと、産業課の石橋課長、500万は農業委員の活動が出たために、それだけの報酬が国・県から来たということですが、農業委員が何名で、その下に下部組織があるでしょう。ちょっと名前を私はあれですが、農業委員の、それ何名で500万を均等に割るわけですか。

これが2回目の質問。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 成田神崎線の農村館の用地につきまして、専門家の力を借りたらどうかというご提案でございます。

本年度につきましても、一部、司法書士の先生に相談しているケースというのもありますので、今後、これ以上相続の協議が長引くようであれば、当然、専門家の力を借りるべきだと考えますので、司法書士を含めて業務の委託ができるかどうか、前向きに検討したいと思います。

あと、用地の神宿松崎線、毛成堀籠線の用地の関係でございます。

先ほども申し上げましたとおり、全く進んでいないということではなくて、協力いただいているというところでございます。ただ、やはりまだ未相続の用地だとか、あるいは所有権以外の権利がついている土地というのもございまして、そちらのほうで解決できれば、進んでいくのかなと思います。

これについても、先ほどご提案いただきましたように、専門家の力、借りることも必要なのかなということで、その辺、考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） それでは、農業委員の関係につきましてお答えさせていただきます。

農業委員の人数が8名で、農地利用最適化推進員、こちらが7名ということで、合計15名になります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第14 議案第11号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第15 議案第12号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（樫 等君） 議案第12号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,040万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、国民健康保険税では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、1,300万円の減を見込みました。

5款、県支出金では、保険給付費等交付金の普通交付分として、1,003万8,000円を減額いたします。

7款、繰入金では、現時点での歳入歳出の実績を踏まえ、国民健康保険財政調整基金繰入金を765万8,000円減額いたします。

8款、繰越金では、前年度の実質収支額として3,439万4,000円を計上いたします。

歳出の主なものは、2款、保険給付費では、高額療養費について200万円増額いたします。

6款、基金積立金では、国民健康保険財政調整基金積立金として、2,300万円を増額いたします。

その他の補正につきましては、国民健康保険事業費納付金の確定等による減額が主な内容となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 国保財調、今回補正で2,300万。ルール分だと思うんですが、年度末でいきますと、1億7,000万でしたっけ。ちょっと積み過ぎなような気がするんですが、今後の考え方等、お聞かせ願えますか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正をもちまして、前年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額ということで、2,300万円の積立てを計上いたしました。これによりまして、年度末でいきますと、残高が1億7,400万になる見込みです。これについては、町単独の基金としては確かに多い額にはなっております。

今後ですが、次年度以降の医療費の動向、それと被保険者の数、実際、令和4年度に団塊の世代と言われる方が後期高齢者に移行しまして、80人減っております。全て

合わせて80人。今後2年間で、その世代の方、100名近くいますので、その方が後期高齢者に移行するということで、3年余りで300人くらいの被保険者数の減が見込まれております。当然、その方に対する保険税が減ってくるということがあります。

それと、被保険者数が減れば療養給付のほうも減るとは思われますが、その辺のバランス等を勘案いたしまして、町の国保事業の運営に関する協議会、こちらの場でそういった情報を提供して、今後、国保の財政運営のためには税率等を含めてどうしたらよいかということで検討して、次年度以降、運営してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第15 議案第12号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第16 議案第13号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,800万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、保険給付費の増額に伴い、2款、支払基金交付金、介護給付費

交付金として944万9,000円、3款、国庫支出金、介護給付費負担金として619万9,000円、4款、県支出金、介護給付費負担金として517万6,000円をそれぞれ計上いたしました。6款、繰入金では、介護保険財政調整基金繰入金として559万円を計上いたします。

歳出の主なものは、2款、保険給付費では、居宅介護サービス給付費をはじめとする介護サービス等諸費を4,260万円計上いたします。3款、地域支援事業費では、実績を基に、合わせて400万円を減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 健康保険等の財政については、毎年、毎年、余剰が出るというような状況がここ何年か続いています。それに伴って、掛金の値下げ等も行われているわけですが、この介護保険だけは毎年のように赤字が膨らんでいるように感じます。

今回も総額約7億の中で、一般会計からの繰り出し、あるいは基金からの繰り出し、全体の20%ほどの金額が出ております。昨年多かったんですけども、先ほどの高柳議員の質問の中にもあったと思いますけれども、年次別の見込み、団塊の世代がどんどん、どんどん後期高齢者のほうに移行していくという中で、収納できる金額が減るというようなお話をしていました。

介護保険は町の単独になっていますから、令和4年度、この補正を行って、約2割出ているんですけども、令和5年度、6年度、それらの見込みについて、今後どのように想定しているか伺いたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 暫時休憩といたします。

（午後1時52分）

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後2時02分）

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

3年に1回、介護保険につきましては計画を策定して、それに基づいて介護保険料等の額を決定するというような作業が行われております。

今回の第9期の計画が、3年度、4年度、5年度に対する計画でございます。この中で、額的なものは定められてはおるんですが、今年度につきましては、当初予算書のほうに6億4,000万ということで計上されております。また、次年度につきましては、お手元のほうの予算書をご覧くださいと、6億8,000万円ということで計上されております。やはり高齢化率の増加とともに、介護保険につきましては年々増加傾向にあるというような状況です。

また、併せて、それぞれ個人の介護区分も高いものになるというようなことで、一人一人の給付費も上がっていくということで、しばらくの間、この介護保険料につきましては、増加傾向にあるものと推測されております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 私、額が多いからどうのこうのということ言いたいように聞こえますけど、実は違いますからね。健康保険も後期高齢者も介護保険も、大きくなって結構なんです。ただ、その大きい金額をより抑制するための施策をちゃんと準備しているかというところの裏のことを実は私は聞きたいんです。だから、神崎町は医療費、高いんだね、うん、神崎は千葉県で2番目に高いんだよ、いや、今年は3番目らしいよ。オーケーですよ。その分、町民が長生きできて、健康な頭の状態で長生きしてもらう。別に何の問題もない。介護保険だって一緒です。

でも、それらの費用を抑止するための裏の事業をもっと展開してください。これは一般質問でも行いますけれども、新規の事業として、このような感じのことをするから、介護事業に対する繰出金が町としては今年抑制されました、介護保険料の料率を次回1%ぐらいの値上げで済むようになりましたというように報告できるような事業を、できれば検討してもらいたい。要望だね。額が多くなるのは仕方ない。でも、抑制するための努力をお願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご意見どうもありがとうございます。

町としましても、介護保険給付費、増加傾向にあるということを認識してございます。それに対して、地域包括支援センター等を使いまして、できるだけ健康な状態が長続きするように、介護の給付をより多く使わない状況を保つように考えていかなければいけないということで、まずは来年度、運動教室のほうを今まで3か月実施していたものを、倍の6か月、半年間、実施するような形で計画しております。

それぐらいかとおっしゃられればあれなんですけど、今後も引き続き介護予防のため

に、様々な施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第16 議案第13号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第17 議案第14号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第14号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、電気料金の厳しい値上げにより、水道事業費用の動力費に不足が生じたため、300万円を増額するものです。

また、立野地先に設置を計画しておりました配水管バルブ設置工事について、コロナ禍の影響により、資材の年度内の調達が困難であるため、資金的支出の建設改良費462万円を減額し、工事を来年度に延期します。

なお、この工事予算の減額等に伴う消費税申告額の増額分として、14万7,000円を追加いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第17 議案第14号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号～日程第22 議案第19号の一括上程、説明

○議長（大原 秀雄君） 日程第18 議案第15号 令和5年度神崎町一般会計予算、日程第19 議案第16号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算、日程第20 議案第17号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計予算、日程第21 議案第18号 令和5年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22 議案第19号 令和5年度神崎町水道事業会計予算を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第15号から議案第19号までの令和5年度当初予算案につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度の見通しにつきましては、景気は緩やかに持ち直しているとされていますが、先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、海外景気の下振れ等により、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされており、今後の感染状況や金融資本市場の変動など、町財政を取り巻く日本経済の先行きは、楽観視できるものではありません。

こういった中、新年度予算の基本方針につきましては、神崎町第5次総合計画・前期基本計画の着実な推進を図るため、事業の効果・優先度・重要性を十分検討すること、ただし、計画推進の継続性が重要であることから、確保できる財源に応じた予算規模とすること、予算配分の硬直化を防ぐ観点から、前年同様、ゼロベース積上げ方式とし、昨年同様に新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、真に必要な経費を精査すること、これらを基本的な考え方といたしまして、当初予算を編成したところでございます。

令和５年度一般会計の予算総額は、33億1,000万円で、前年度に対し５億2,200万円、18.7%の増となりました。

この増額については、道の駅改修事業や町道成田神崎線の整備事業の実施による事業費の増額が主な要因でございます。

なお、事業予算の財源対策につきましては、財政調整基金からの繰入れを計上するほか、必要に応じた財源措置のある地方債の発行を行い、予算執行段階においても歳出削減と歳入確保に努めてまいります。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、６億8,800万1,000円で、前年度に対し7.5%の増となりました。ほぼ全ての税目において増収が見込まれ、全体で4,800万円の増を見込んでおります。なお、歳入総額に占める町税の割合は、20.8%となっております。

地方交付税は、令和４年度実績に基づき、6,000万円を増額し、10億3,400万円と見込みました。

国庫支出金は、４億592万9,000円で、前年度に対し41.8%の増となりました。これは、道の駅の改修や道路整備など、公共事業費の増額に伴い、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金が増加するためであります。

繰入金のうち、財政調整基金については、道の駅改修事業をはじめとする投資的経費のため、３億4,315万3,000円を計上いたしました。

町債の発行は、臨時財政対策債のほか、道の駅改修事業債等の借入額が増加することにより、１億3,940万円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費には、4,789万2,000円を計上しております。

総務費には、５億3,346万7,000円を計上いたしました。防犯カメラ設置補助事業や移住・定住者支援事業を実施するほか、千葉県議会議員選挙及び神崎町議会議員・神崎町長選挙執行事業を計上しております。

民生費には、８億4,009万3,000円を計上いたしました。児童福祉関係では、出産・子育て応援給付金や子育て支援費給付金を継続していくほか、障害福祉サービスや自立支援医療給付費及び敬老祝品の贈呈事業を計上しております。

衛生費には、２億6,661万8,000円を計上いたしました。子ども医療費助成につきましては、町独自の支援として、対象を高校生まで拡大し、新年度も継続してまいります。

農林水産業費には、１億5,470万1,000円を計上いたしました。農業関係では、加工

用米等助成金事業や新規就農支援事業などについて、引き続き予算措置してまいります。

商工費には、1億3,156万2,000円を計上いたしました。道の駅改修事業の建築工事に係る経費を計上するほか、酒蔵まつりなどの観光イベントに関する経費を計上いたしました。

土木費には、6億8,173万6,000円を計上いたしました。道の駅改修事業につきましては、盛土・擁壁の設置等の土木工事に係る経費を計上しております。また、道路の新設改良事業としましては、3路線、成田神崎線、神宿松崎線、毛成堀籠線となります。いずれも重要な路線として位置づけをしており、国庫補助金の活用を見込んでおります。

消防費には、1億5,185万6,000円を計上いたしました。小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新を行うほか、自主防災組織への助成事業を実施いたします。

教育費には、2億7,880万7,000円を計上いたしました。町民運動会に代わる事業として、新規に発酵スポーツフェスタ事業を計上するほか、昨年に引き続き、ICT支援事業などの経費を計上いたしました。また、学校給食費につきましては、新年度より完全無償化としております。

公債費は、地方債の元利償還金2億824万5,000円を計上いたしました。前年度に対して2.2%の減となっております。

なお、給与費関連の予算につきましては、全体で0.6%の増となりました。主な要因は、職員の新規採用や再任用などによる職員数の増によるものでございます。

次に、特別会計及び公営企業会計につきまして、概要を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、予算総額が7億3,300万円で、前年度に対し0.1%の減となりました。これは、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化の開始から5年が経過し、その実績を踏まえ、療養給付費などの減を見込んだことによるものであります。また、法定外繰入れは、前年度と同様、計上しておりません。

介護保険事業特別会計は、予算総額が6億8,470万円で、前年度に対し6.3%の増となりました。介護サービスの利用者の近年の実績を踏まえ、増額の計上をいたしました。また、地域支援事業では、地域包括支援センターが介護予防及び高齢者への総合的な支援を行います。

後期高齢者医療特別会計は、予算総額が9,700万円で、前年度に対し5.1%の増となりました。高齢化の進展に伴い、被保険者が増加し、保険料が増額することにより、広域連合への納付金が増額となっております。

水道事業会計は、経常的収支である収益的収入が2億2,331万6,000円、収益的支出が2億1,220万2,000円であります。また、投資的収支である資本的収入が102万4,000円、資本的支出が6,531万3,000円です。なお、資本的収支における不足額は、損益勘定留保資金などで補填いたします。

以上、要点のみを申し上げましたが、詳細につきましては、質疑の際に担当課長からもご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） 議案第15号から議案第19号の審議はこれまでにとどめ、明日8日に総務文教常任委員会、10日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ新年度予算の審査を行い、15日の会議で質疑、討論、採決を行いたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は15日午前10時から会議を再開いたします。長時間ご苦労様でした。

（午後2時37分）